

公共事業により収用され代替不動産を取得された場合、一定の要件を充たしていれば税の軽減を受けることができます。

つきましては、下記をご確認いただき、軽減要件を充たしている場合には、必要書類を添えて当事務所宛てにご申請くださいますようお願い申し上げます。

なお、土地区画整理事業は、土地もしくは家屋を収用することができる事業とはされていないため、この特例の適用を受けることはできませんのでご注意願います。

## 記

### 1. 軽減要件

- (1) 公共事業の用に供した不動産の所有者と、代替不動産の取得者が同じであること
- (2) 公共事業の用に供した不動産の代替不動産を、公共事業の用に供した日から2年以内に取得した場合、または公共事業の用に供した日の前1年以内に取得した場合

### 2. 必要書類

- (1) 申請書（住所・お名前・電話番号のみ記入してください）  
（様式1）公共事業の用に供した日から2年以内に取得した場合  
（様式2）公共事業の用に供した日の前1年以内に取得した場合
- (2) 公共事業の収用証明書 または 買取証明書 の写し  
（※買取申出証明書は不可）
- (3) 公共事業の用に供した不動産の、収用年度の固定資産評価証明書  
固定資産評価証明書については不動産所在地の市町村役所庁の税務担当課にお問合せください。不動産取得税の税額は、実経費ではなく固定資産評価額に基づいて算出されます。
- (4) 不動産取得税申告書